第１号様式（第９条関係）
足立区立保育所特別一時保育事業実施要綱（第９条関係）
足立区私立幼稚園一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施要綱（第９条関係）

申請日　令和　　年　　月　　日

# 特別一時保育等利用申請書

足立区教育委員会　あて

私は、足立区特別一時保育等事業の利用について、足立区立保育所特別一時保育事業実施要綱第９条第１項及び足立区私立幼稚園一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施要綱第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請に当たり、次のことに同意します。

☐　提出された書類の内容について、区と利用施設で情報共有を図ることを認めます。

☐　下記の「申請に当たっての注意事項」について、理解したうえで申請します。

☐　申請内容と事実には相違ありません。万が一、相違があった場合、速やかに利用辞退または利用終了の届出をします。

☐　申請内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出を提出します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 足立区 | | |
| 保護者 | フリガナ：<br>氏名： | 続柄： | 電話番号： |
| | フリガナ：<br>氏名： | 続柄： | 電話番号： |
| 申請児童 | フリガナ：<br>氏名： | 生年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | フリガナ：<br>氏名： | 生年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 利用開始月 | 令和　　年　　月から | | |
| 利用施設 | | | |

**【申請に当たっての注意事項】**

① 利用申請には、認可保育所等の入園申込みを行い入園不承諾になっていることが必要です。ただし、転園申請が不承諾となっている場合は、特別一時保育等の利用申請はできません。

② 利用期間は、利用を開始した月が属する年度の末日までです。翌年度の認可保育所等への入園を約束するものではありません。

③ 求職により利用する場合は、３か月間又は当該年度の末日のいずれか早い日までで利用終了となります。

④ 利用後に足立区外へ転出した場合は、利用終了となります。

⑤ 利用開始後、第２子以降の出産により育児休業を取得した場合は、育児休業を取得した日が属する月の末日（取得した日が月の初日の場合は、前月の末日）で利用終了となります。

⑥ 認可保育所等に内定した場合、内定を辞退して、特別一時保育等の利用を継続することはできません。

⑦ 上記④から⑥に該当する場合は、特別一時保育等利用辞退・中止届をご提出いただきます。